

【事例 1】

第 1 章 特定健康診査の実施率の向上へ！ 被扶養者の健診受診率の向上を目指した施策 (富士通健康保険組合)

○取り組みの背景および目的

平成 19 年当時、富士通健康保険組合における被保険者の健診受診率は、ほぼ 100% のものに対して、被扶養者向け健診の受診率は 10% 程度であった。その背景として、

- ①年度始めに対象者へ当年度の案内の送付や機関誌に制度の内容を掲載していたが認知度が低いこと
- ②健保組合の契約健診機関（約 300 機関）と償還制度で健診受診機会を提供していたが不十分であったこと
- ③健保組合での保健事業推進者が 3 名しかおらず契約機関の拡大や新規事業の企画実施が困難な状況であったこと

などが考えられた。

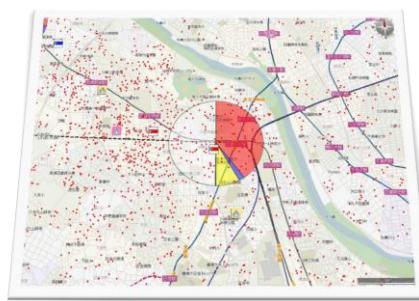
毎年 1 回、健康診断を受診してもらう目的は、被保険者（従業員）や家族に疾病の早期発見・早期治療を促すことのほか、「健康意識」を持ってもらうことが重要と考え「健康意識」が将来にわたる生活の充実（QOL）に欠かせないという認識から、配偶者健診の受診率を 60% にすることを目標に抜本的な取り組みを開始した。

○取り組みの内容

（1）被扶養者健診の受診率向上施策

1. 居住地分析による施策立案

被扶養者（受診対象者）の登録住所データの分布により契約健診機関の拡充や巡回健診の実施場所等を検討していた。平成 22 年度からは地図ツールを活用し、交通機関や公共施設情報を考慮した、より実効性がある健診施策を立案（図 1）。



CITY	合計	専用	共同	契約施設	その他	未受診
神奈川県川崎市川崎区	123	30	0	12	0	81
神奈川県川崎市幸区	268	97	8	18	6	139
神奈川県川崎市中原区	966	388	20	80	4	474
神奈川県川崎市高津区	645	178	18	77	8	365
神奈川県川崎市多摩区	595	152	19	97	6	321
神奈川県川崎市宮前区	560	123	24	79	5	330
神奈川県川崎市麻生区	533	122	17	88	6	300
神奈川県相模原市緑区	121	36	2	16	1	66
神奈川県相模原市中央区	258	64	4	40	0	150
神奈川県相模原市南区	415	55	11	63	5	281
神奈川県横須賀市	155	1	16	21	0	117

図 1. 居住地分析

【事例 1】

2. 健診受診機会の拡大

- 居住地分析により、必要な地域に契約健診機関を拡大

平成 18 年度：約 300 機関 → 平成 24 年度：630 機関

- 巡回健診の開催（表 1）

平成 20 年度：当健保組合加入者のみを対象とした「専用巡回健診」を開始

平成 22 年度：他の健保組合の加入者と共同で利用する「共同巡回健診」を開始

表 1. 巡回健診の実施回数

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
専用巡回	6	36	57	88	150	150 以上
共同巡回	—	—	663	755	846	900 以上

3. 健診制度／有効性の認知度向上

- 健康情報サイト（ヘルスアップ F@mily）の利用 ※平成 20 年度から運用開始

データベース化した健康診断情報をもとに、日々の健康増進活動をサポートするサイトの提供（図 2）



図 2. 健康情報サイト（ヘルスアップ F@mily）に表示される情報の例

- 広報活動の強化①（健診案内リニューアル）※平成 24 年度より

平成 24 年度より健診案内をリニューアル、健診制度や有効性をイラスト等でわかり易く説明し、健診案内に「健診受診に関するアンケート」および「巡回健診の事前予約」の葉書を同封のうえ、被扶養者の登録住所宛へ送付（図 3, 図 4）。（被扶養者住所不明時は被保険者住所宛へ連名にて送付。）

【事例 1】

配偶者健診のご案内

受診できる期間：2013年4月1日～2014年3月31日

2013年度
保存版

あなたの健康で、家族も笑顔。
年に一度の健診を習慣づけましょう！

図3. 配偶者健診案内

図4. アンケート／予約葉書

・広報活動の強化②（トップメッセージの発信） ※平成24年度に実施

健保組合理事長（事業主副社長）が全被保険者に対し、健康増進の取り組みのひとつとして、「健診受診の重要性」「健診受診の効果」そして社員の皆さんと同じようにご家族の健康管理がとても大切であることを説明し、被保険者からもご家族に健康診断を受けるよう丁寧に繰り返し働きかけてほしい等のメッセージをWebやメールにより会社を通じて被保険者へ発信（図5）。

10

【事例 1】

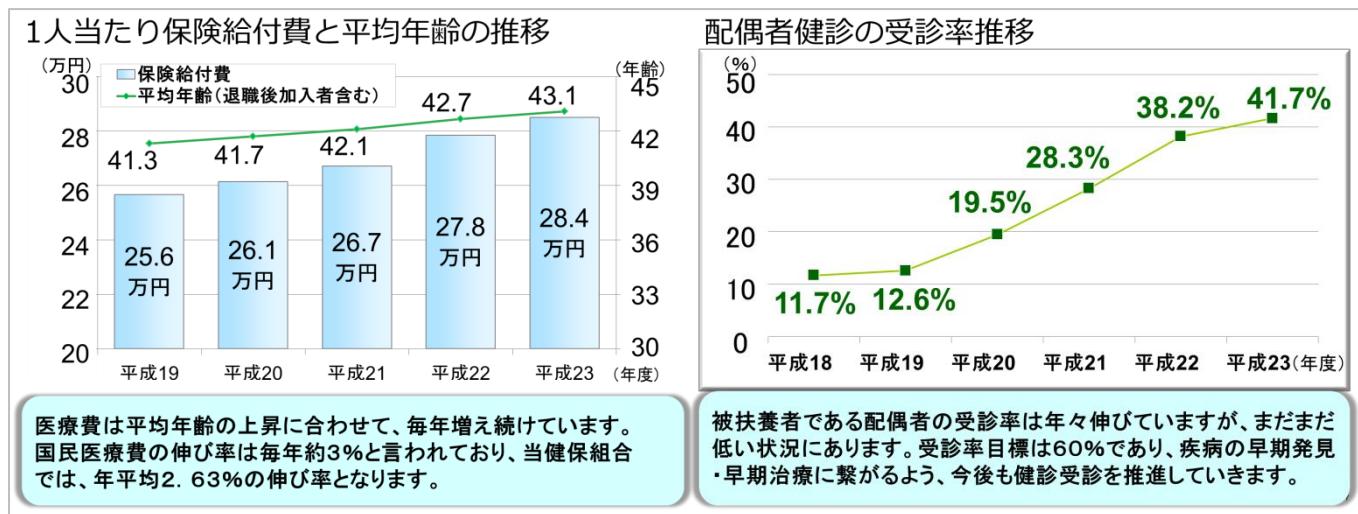


図5. 保険給付費および健診受診率の推移

4. 徹底した受診勧奨の推進

- ・ 健診未受診者に対する受診勧奨を徹底して推進 ※平成23年度より
 - 地域別に巡回健診の開催日と契約健診機関を記載した葉書を受診者に送付
 - 葉書の到着に合わせてコンタクトセンターより対象者の自宅へ電話による勧奨を実施
 - 期首に確認した受診予定状況に応じた個別の受診勧奨（ダイレクトメール送付と電話での直接的な呼びかけを行う）

5. 被扶養者健診（配偶者健診）の健診制度の改定

- ・ 自己負担金制度の廃止 ※平成24年度より
- ・ 対象年齢の拡大 ※平成24年度より
(40歳未満 定期健診+婦人科検診 ／ 40歳以上 生活習慣病健診+婦人科検診)

(2) 健診事業推進体制の拡充

富士通グループ会社である(株)ベストライフ・プロモーション(BLP)へ健診関連事業をアウトソーシングし、円滑な推進を展開。

【アウトソーシング】

① 健康診断業務の企画／運営

企画立案、契約施設手配管理、コンタクトセンターによるサポート（お問い合わせ、インターネット／電話予約）

※巡回健診はBLPが窓口となり予約をとりまとめ、健診実施はBLP経由で全国健康増進協議会（全健協）に委託している。

【事例 1】

② 健康診断付帯業務の実施

健診案内の作成／送付、健診結果のデータベース登録、補助金請求処理業務 等

③ 受診勧奨の実施

葉書・ダイレクトメールの作成／送付、コンタクトセンターからの勧奨電話 等

④ 健康情報サイトの構築／運営、各種データ分析

健診データの履歴参照、健康情報登録、健診データ・レセプトデータの集計および分析

○効果

平成 18 年に 10%程度であった配偶者健診の受診率が、平成 24 年には 55.7%まで向上した。また、医療費については、被扶養者健診を受けている人の方が受けていない人に比べて、1 人当たりの医療費が年間 5.5 万円低いことがわかった。（健診受診有り：15.5 万円 健診受診なし：21 万円）

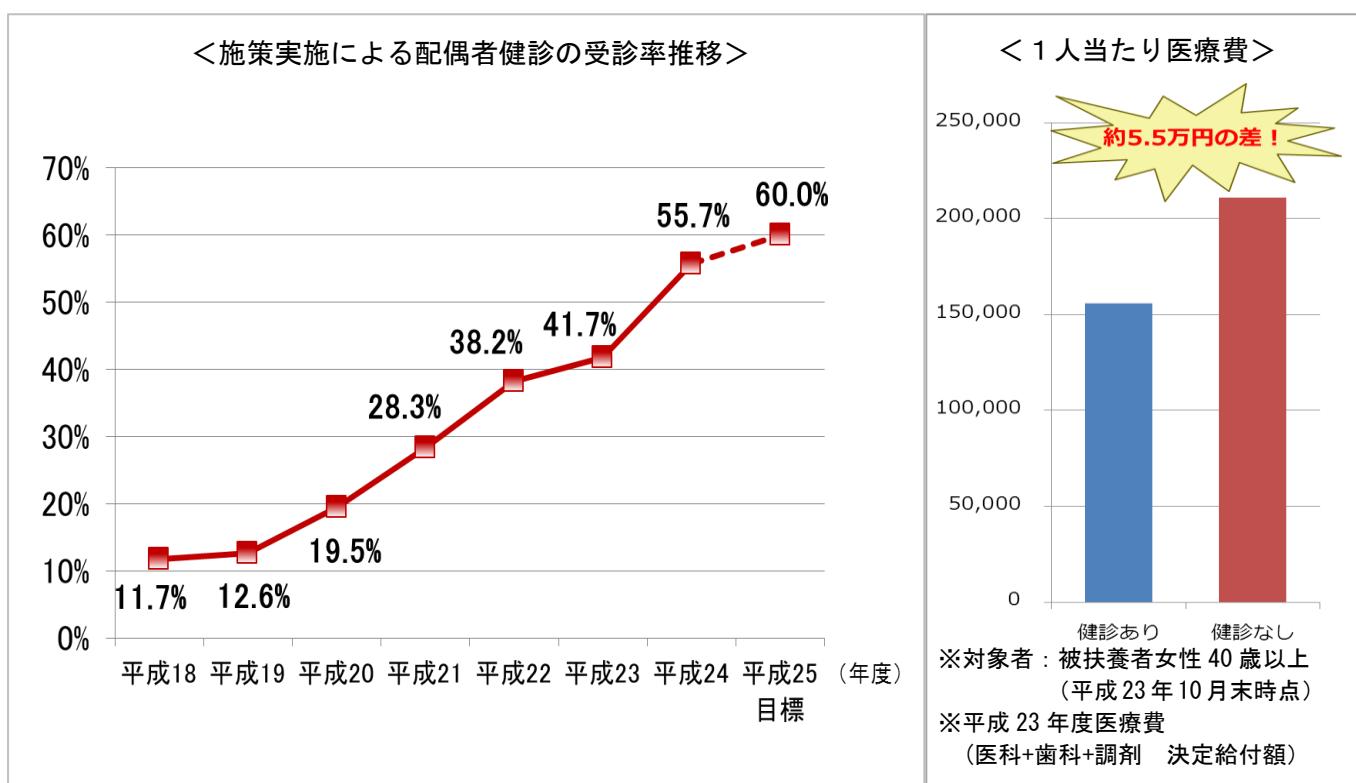


図 6. 健診受診率および健診受診有無と医療費の関連性

○費用および財源

当初は取り組みに必要な費用について、財政的に比較的余裕があったが、保健事業の見直しを行い、利用の少ない運動施設を閉鎖し、費用を捻出した。また、長期的にみて健診受診による疾病の早期発見・早期治療および健康意識の向上へ繋がり、ひいては医療費を下げる効果があるため、この事業費用は健康への投資と考え、推進している。

【事例 1】

○事業評価

今後の取り組みについて

(1) 平成 25 年度の受診率目標の達成

引き続き「健診受診機会の拡大」「受診勧奨」を推進し、さらには、「事業所からの働きかけ」を行い、目標受診率の達成を目指す。

(2) 健診運用コストの削減

健診機関との健診価格交渉を継続、健診受診の意識向上に合わせ受診勧奨の効率化を推進し、コスト削減を目指す。

(3) データ活用による予防施策の立案

健診データ、レセプトデータの複合分析による健診の評価・疾病予防施策（発症予防・重症化予防）の立案、実践。

数年にわたって様々な取り組みを行ってきた結果、何とか目標値に近づいてきたが、健診受診（＝健康意識）が定着したという実感はまだつかめていない。受診勧奨の取り組みを少しでも怠ると、再び受診率が下がってしまう危機感がある。これからも担当者が知恵を絞りながら、「健康意識」が定着するまで施策を継続推進することが必要であると考える。

○健保組合情報

- ・被保険者数（平成 25 年 5 月末現在）：127,589 名（男性 82%、女性 18%）（平均年齢 44 歳）
- ・加入者数（平成 25 年 5 月末現在）：267,629 名
- ・事業所数（平成 25 年 5 月末現在）：148
- ・保険料率（平成 25 年 3 月末現在）：86‰
- ・経常支出合計（平成 24 年度決算）：約 719 億円（うち保健事業費：7% 約 48 億円）
- ・業態：機械器具製造業

【事例2】

第1章 特定健康診査の実施率の向上へ！

健康保険委員と連携した『一社一健康宣言』の展開 (全国健康保険協会(協会けんぽ)大分支部)

○取り組みの背景および目的

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、自社の健康保険組合を持たない中小企業の被保険者(従業員)やその家族が加入しており、その多くが被保険者数9名以下の事業所で構成されている。そのため、加入事業所数は、約160万(平成23年度)と膨大であり、大分支部だけでも、約1.7万となっている。

平成20年度より生活習慣病の予防を目的とした「特定健診・特定保健指導」の実施が義務づけられ、健康づくり事業を進めるために、加入事業所との連携を強化していくことが課題となつた。

大分支部では、平成21年度より職場を通じて、加入者の健康づくり事業を推進してきた。その中心的な役割を担ってきたのが、健康保険委員(健康保険センター)※1である。協会けんぽの場合、各事業所に存在する健康保険委員を通じて、広報や事業の推進を行つており、特に、この事業については中心的な役割を果たすこととなつた。現在、大分支部の健康保険委員委嘱数は、1,211名(1,203事業所)、被保険者に占める委員設置事業所の割合は34.1%にまで上昇しており、多くの事業所に働きかけができる環境が整つてきている。

しかしながら、残り約7割の事業所では健康保険委員の委嘱もできず、協力してもらえる事業所の絶対数が少ないと構造的な課題があり、改善が求められてきた。

平成24年度に行われた「健康保険委員へのアンケート調査」の結果では、事業主(経営陣)、被保険者ともに「健康づくりへの理解・関心が極めて低い」ことが、改めて指摘された。そこで、この問題を解決するために、「一社一健康宣言」事業を企画し、平成25年度協会けんぽパイロット事業※2として承認された。当事業は、5月よりスタートしており、現在、提供するサービスの調整を行つており、翌年2月まで実施される予定である。

「一社一健康宣言」は、これまでの事業とは異なり、下記の点を重視している。

- ・事業所が健康づくりを行うメリットを明確にする
- ・個人の健康に関する意識づけを行い、事業推進の土台を整備する

※1. 協会けんぽの健康保険事業について、事業主・加入者の皆さまのご協力による事業の推進を図るため、広報・相談・健康保険事業の推進・モニター等にご協力いただく被保険者を健康保険委員(健康保険センター)として、各都道府県支部長が委嘱。役職や部署を問わず、任意で登録ができる。

※2. 各都道府県支部より課題解決に向けた事業を公募し、特別予算にて実施できる協会けんぽ独自の制度。

【事例2】

○取り組みの内容

「一社一健康宣言」は、下記のとおり大きく2つのパートにより分かれている。

項目	目的	実施内容
① 健康宣言を行う	事業所・従業員に「健康」に興味をもってもらう	事業主として、「健康宣言書」に署名し、社内で公表をする
② 健康づくりを行う	食事や運動、禁煙など、健康な生活習慣に努めてもらう	支部の健康づくり事業に、積極的に参加する

①健康宣言を行う

事業所および被保険者に「健康」に興味を持ってもらう方法として、支部では「健康宣言書」を使った事業を考案した。「健康宣言書」は、健康に関する3つの約束を、企業と被保険者の間で共有し、自社が健康を大切にする企業であると宣言してもらうための書類である。

「健康宣言書」は、代表取締役の署名・捺印・写真などを印刷し、額に入れて社内の目立つところに掲示をしてもらう仕様を想定している。掲示に先立ち、朝礼等で被保険者に、宣言についてしっかりと説明してもらうこともお願いしていく。これにより、会社の方針として被保険者側にしっかりと受け止められていく効果が期待できると考えている。

一健康宣言書についてー

宣言内容は下表に整理した3つである。企業側から、あるいは被保険者側からの一方的ではなく、2者間の約束事に設定していることがポイントである。また、実施をしてもう企業側にとって実現可能（協力が容易）な内容であることが考慮されている。



図1. 健康宣言書

宣言内容	事業所に期待される事	被保険者に期待される事
① 健康診断の実施	健診の機会提供、及び積極的な受診呼びかけを行う	事業所の定期健診を、しっかりと受診する
② 必要な受診（検査・治療）の推進	従業員の医療機関受診が円滑に行えるように配慮する	検査結果を確認し、異常等あれば、医療機関を受診する
③ 生活習慣改善の応援	協会けんぽの支援を受け、従業員の健康活動を推進する	提供されるサービスの利用を通じて、生活習慣を見直す

【事例2】

②健康づくりを行う

「健康宣言書」を通して、宣言をしてもらった後、被保険者が健康に近づけるように具体的な健康づくりを行っていく。

ここでも、実施をしてもらう企業側で実現可能（協力が容易）なことが考慮されている。協会けんぽに加入する事業所の多くは、被保険者数10名未満の中小企業が中心である。そのため、事業を行うための人材や費用に余裕がないことも健康づくりが進まない理由のひとつであると考えている。

そこで、支部が行っている保健事業（特定健診・特定保健指導を含む）を改めて紹介し、活用していただくことで、お互いにメリットが出せるのではないかと考えている。

支部では次の事業を中心に事業所に提供を行っていく予定であり、これにより、“事業所の健康づくりを支部が支援する”という理想的な関係の構築が期待される。

<大分支部が提供するサービスと被保険者（従業員）のメリット>

生活習慣病予防サービスについては、本事業における新たな取り組みの一つである。個人の健診結果に基づいたオーダーメイドの情報提供（WEB）を行うことで、事業所・被保険者の健康への関心を底上げし、健康づくり事業を進めるための土台になり得ると考えている（図2）。また、従来より提供している「健康情報の提供」「特定保健指導」についても、宣言を機に活用を勧める。

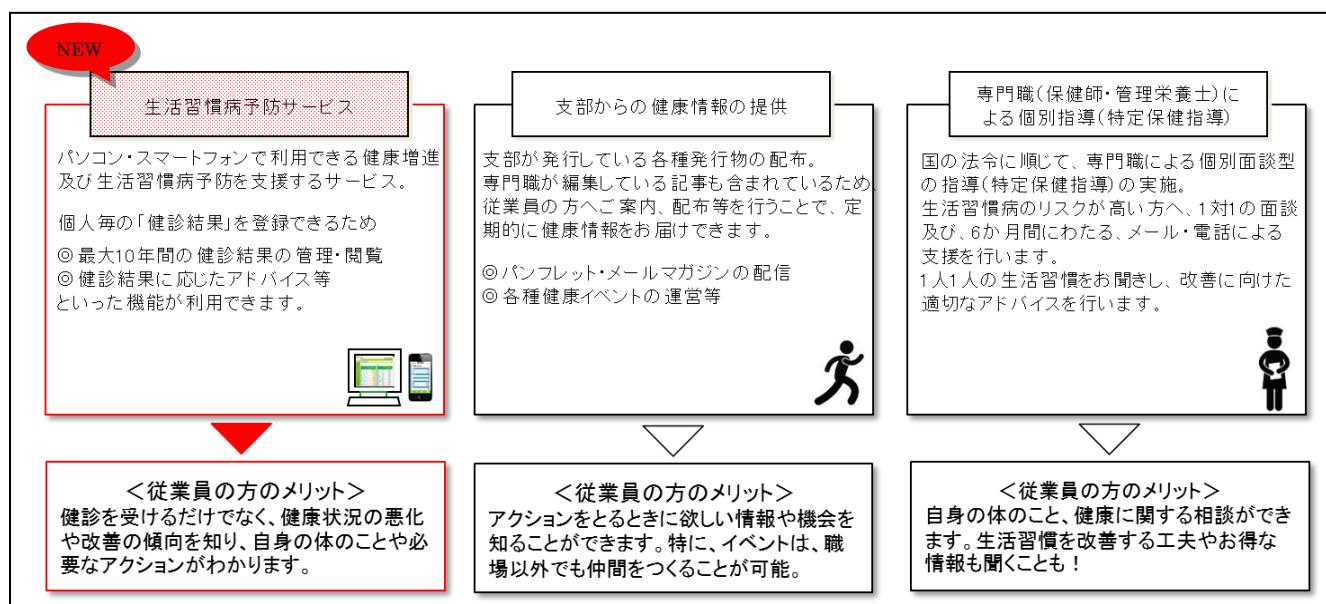


図2. 大分支部が提供するサービスと被保険者（従業員）のメリット

○効果

加入事業所の規模が非常に小さく、かつ、加入者数が少ない事業所が多いため、保健事業の普及が困難であるという構造的な課題を有する協会けんぽにおいては、加入事業所と連携する仕組み（コラボ・ヘルス）を構築することが、被保険者の健康増進をベースとした医療費適正化の推進を図る

【事例2】

ためには不可欠であると考える。

このような観点から、本事業では、「健康宣言事業所数」、「健康保険委員の設置数」、「各提供サービスの利用状況」等を指標として、効果検証を行っていく予定である。

○費用および財源

協会けんぽの「パイロット事業」制度を活用し、実施のための費用を調達。

○全国健康保険協会（協会けんぽ）大分支部情報

- ・被保険者数（平成25年3月末）：229,646名
- ・加入者数（平成25年3月末）：410,574名
- ・事業所数（平成25年3月末）：17,389事業所
- ・保険料率（平成25年3月末）：100.8%